

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての
事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章に示した準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解は、表 17.1-1 に示すとおりである。

表 17.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (1/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>野鳥の調査について</p> <p>事前の文献調査において鶴ヶ島で確認される鳥種数が 151 種であったのに、現地調査で 58 種しか見られなかったというのは明らかに調査不足です。特にフクロウやアオバズクなどの主に夜間活動する種類が調査結果に含まれていません。もう一度調査をやり直すとともに、現地をよく知る観察者のデータも調査結果として含めてください。</p>	<p>事前の文献調査では、鶴ヶ島市を含む複数の市町を対象としていたのに対し、現地調査は、対象地域を事業実施区域及びその周辺として、確認した鳥類の種数です。調査は、埼玉県環境影響評価技術指針に基づき、鳥類の専門調査員が専門的な見地から実施しており、調査結果は適切であると考えております。</p>
<p>概要版 45 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず準備書の冒頭で残された豊かな自然環境の保全を行うことが明言されております。また、この広大な跡地を開発することで周囲の自然環境との生態系ネットワークが分断されます。埼玉県環境基本計画、埼玉県生物多様性保全戦略、埼玉県広域緑地計画との整合性を計るため、事業所が可能な限り影響を回避するという方法では十分ではありません。現在の建築土木技術力で考えられる限りの手を尽くすべきと考えますので、以下の通り要望します。 ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型のみを使用すること。 ・工事時間は原則として 8 時～17 時とするならば、照明は必要ありません。よって夜間照明は使用しないこと。 ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう要請することだけでは不十分です。それで事足りるならロードキルは起こりません。減速舗装を施すなど、技術的に速度を出させない対策を行ってください。 	<p>造成工事では、低騒音、低振動型が普及していない建設機械を除いて、低騒音、低振動型の建設機械を使用します。</p> <p>工事時間は、8 時～17 時を考慮しておりますが、日の入りが早い時期に照明を使用することも想定しております。</p> <p>ロードキルについては、工事関係車両の運転従事者に対して、減速走行の徹底を要請します。また、動物の道路への侵入防止対策として、柵の設置についても検討します。</p> <p>なお、事後調査を実施する中で、より有効で実行可能な環境保全の技術があれば、導入を検討します。</p>

表 17.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (2/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>水質・水象に対する影響評価について</p> <p>(1)水質に関する環境保全処置について 水質の保全に関して、造成地の存在・施設の存在の影響に対する環境保全措置についての表記がない。雨水とともに企業地内の石油生成物等が混入した汚水が、調整池に流入してくる可能性がある。そうした水質事故が無いように管理、指導していく必要があると思われる。</p> <p>(2)水象に関する環境保全処置について 進出企業に対し、地下水の涵養対策を最大限とってもらよう指導しても、20%近い地下水の減少を招くという評価になっている。当地内の湧水に対する影響は数字以上に大きいと考えられる。湧水が枯れた時のため、深井戸を掘削するなどの対策をとる必要がある。</p>	<p>造成地の存在・施設の存在に対する水質については、事業排水を公共用水域ではなく公共下水道に放流する計画であることから環境影響評価項目から除外しております。また、進出企業の水質事故については、各種法令等による対応になるものと考えております。</p> <p>湧水量については、事後調査を実施することとしており、湧水量への影響が認められた場合には、地下水からの補給など、湧水量を確保するための対策を検討します。</p>
<p>植物に対する影響評価について</p> <p>(1)キンラン、ギンラン、サイハイランの保全について 今回、対象事業実施区域において確認された希少種であるキンラン(絶滅危惧Ⅱ類)、ギンラン(埼玉県絶滅危惧Ⅱ類)、サイハイラン(埼玉県準絶滅危惧)については、準備書の中で「残存する樹林へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかしこれらのラン科植物は地中の菌根菌と共生関係にあり、この菌根菌から栄養分を受け取って生命を維持している。そのため、移植しても育たないことは広く知られているところである。 従ってこの予測結果は誤りであり、「事業の実施に伴い、本種は消滅する可能性が高い」とすべきである。その上で公園計画地であれば、既存の樹林地をそのまま保存することも含め、対応策を明記することが必要である。</p> <p>(2)エビネ(準絶滅危惧)の保全について 予測結果において「本種が確認された地点は対象事業実施区域の竹林の水路脇であり、確認地点を含む樹林はできる限り保存される計画になっている。このため事業の実施に伴う本種への影響は極めて小さいと予測される」としている。しかし工事の内容によっては日照条件や湿度、通風、地下水などが変化する可能性があり、これによって少なからず影響を受ける可能性がある。 従って「事業の実施により影響を受ける可能性が大である」とし、計画および施工にあたっては既存の樹林地や水路を極力現状のままに保存し、事業実施後も生育状況のモニタリングを行う必要がある。</p>	<p>キンラン、ギンランについては、移植の成功事例を参考に、移植を成功させるよう努めます。しかし、移植が難しい種であることは確かであり、評価書において、表現内容を検討し改めます。また、サイハイランについては、移植が十分可能であると考えております。</p> <p>本種が確認された地点は、改変する区域から離れており、日照条件等の間接的な影響は、極めて小さいものと予測しております。</p>

表 17.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (3/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>(3)クチナシグサ(埼玉県準絶滅危惧)の保全について 予測結果において「残存する樹林もしくは緩衝緑地へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかし本種は半寄生植物であり、栽培(移植)は不可能とされている。 従ってこの予測結果は誤りであり、「事業の実施に伴い、本種は消滅する可能性が高い」とすべきである。その上で公園計画地であれば、既存の樹林地をそのまま保存することも含め、対応策を明記することが必要である。</p> <p>(4)カリガネソウ(埼玉県絶滅危惧 I B類)、ノニガナ(埼玉県準絶滅危惧)の保全について 「残存する樹林等へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかしこれらが確認された場所は草地であり、従って「事業の実施により影響を受ける可能性が大である」とし、事業計画地内に草地を創出し、適正な管理を行うことが必要となる。</p>	<p>移植だけでなく播種も実施し、保全に努めます。しかし、移植が難しい種であることは確かであり、評価書において、表現方法を検討し改めます。</p> <p>「残存する樹林等」の区域には現時点での草地環境も含まれていることから、適切な草地環境を整備することを考えております。また、播種の実施もします。</p>

表 17.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (4/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>動物種に対する影響評価について</p> <p>今回の調査は平成 29 年 5 月 23 日～平成 30 年 1 月 19 日にかけて各季節に 2 日、年間では延べ 8 日の短期間の調査であった。</p> <p>結果としては、保全すべき哺乳類としてキュウシュウノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネが、昆虫に関しては 1070 種という膨大な種類が報告され、アオヤンマ、マルタンヤンマ、サラヤンマなどの希少なトンボも記録された。調査された生物種のカテゴリーには若干の偏りも認められたが、調査スタッフの探査能力のスキルの高さが伺える。</p> <p>(1)キュウシュウノウサギ(埼玉県地帯別危惧種)の保全について</p> <p>キュウシュウノウサギは、草原環境の喪失によって埼玉県に限らず全国的に減少している種であり、生息が確認されれば積極的に保護しないと、絶滅の可能性のある動物である。</p> <p>本調査での予測結果は本種の定住を否定し「一時的滞在なので影響は極めて低い」と評価しているが、これは誤りである。その根拠として、文献『鶴ヶ島の動物』には「鶴ヶ島における本種の生息域は限られており、農大跡地を中心とする太田ヶ谷と高倉地区に僅かに残るだけである」と記されており、太田ヶ谷には少ないながら生息の記録がある。また、里山サポートクラブによる逆木ノ池の自然調査時にも、池の淵でウサギの糞が確認されている。それが 8 日という短期間の調査で生息の痕跡だけでも確認できたことは、「現在においても本種が鶴ヶ島で生息していることを証明するもので大いに歓迎できる」結果と捉えるべきである。</p> <p>この種は地帯別危惧種で、行政および県民が積極的に保護していかなければ早晩絶滅をたどると推測され、誤った考察から「影響が低い」として放置するのは無責任と考える。生息域の分断が進んでいる現状から、草地の保全やネットワーク化など具体的な対応策が必要である。</p>	<p>冬季に 1 箇所糞が確認されたのみであり、重点的に痕跡の確認に努めましたが、それ以上は確認できませんでした。このため、対象事業実施区域では、定住していないものと考えておりますが、対象事業実施区域内の外周及び道路沿いに緩衝緑地を設置するとともに、可能な限り樹林を残存させることで、周辺緑地との連続性を確保する計画としております。</p>

表 17.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (5/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>(2) ホンドキツネ(埼玉県地帯別危惧種)の保全について</p> <p>今回、短期調査にも関わらず対象区域で15地点、区域外の2地点(計17地点)で観察された。さらに巣穴も確認でき、現在も対象区域が繁殖に利用されていることが判明した。「事業により本種の生存の問題が生じる」という予測結果は無視してはならない。</p> <p>文献『鶴ヶ島の動物』には「キツネは高倉の森や農大敷地内など鶴ヶ島の南・西北端に限られるが、すでに減少傾向がある」と記されていることから、農大敷地を含む太田ヶ谷地区に以前より生息していたものである。</p> <p>ホンドキツネは埼玉県レッドデータブックでも地帯別危惧種にされている。ホンドキツネに対する県の対応は不十分であると考え。キュウシュウノウサギ同様、暗黙のうちに鶴ヶ島から追い出してしまうのだけは避けたい。</p> <p>キツネのように比較的広範囲なテリトリーを必要とする動物に対しては、周辺の環境との連携などマクロな視野で考えることが必要だ。鶴ヶ島西部の高倉地区の緑地帯や太田ヶ谷運動公園に繋がるエリアを確保してゆけば、種の保存だけは保たれると考える。</p> <p>近世西欧諸国が行っているように、野生生物の生存の権利も認めて当該区域を自然保護区とし、必要最小限の施設(駐車場、トイレ設備、案内板)を設置して、里山環境を基本にした自然公園とするのが最善である。</p>	<p>事業の実施に伴う本種への影響を回避することは困難であると考えております。そこで、本種への影響を低減させるために、対象事業実施区域内の外周及び道路沿いに緩衝緑地を設置するとともに、可能な限り樹林を残存させることで、周辺緑地との連続性を確保する計画としております。</p>
<p>(3) 昆虫類</p> <p>今回の調査で1070種の昆虫が確認できたことは驚くべきことであり、当地域が生物多様性に富んだ環境であることが伺える。</p> <p>調査で発見されたアオヤンマ、マルタンヤンマ、サラサヤンマなどの希少種は葦の生えた湿地を発生源とすることから中央の水源地から続く水脈を発生地として確保することは必須と考えられる。また、周辺の樹林や草地もあわせて保全することが必要である。</p> <p>予測結果ではこれに変わる遊水地を設置すれば影響は回避できるとしているが、新たに造成する遊水地がこれらのトンボ類に適した環境にできるのか不明のまま移植を論ずるのは乱暴である。また、鶴ヶ島の自然を守る会では鶴ヶ島運動公園を含む太田ヶ谷地区のトンボ観察を10数年来続けているが、アオヤンマを観察したことはなく、運動公園の池で発生しているという推測も誤りである。</p>	<p>現地調査の結果、消失する遊水池での生息が想定される種はマルタンヤンマのみです。新たに設置する遊水池の整備にあたっては、整備・管理手法を慎重に検討します。アオヤンマについては、評価書において、表現方法を検討し改めます。</p>

表 17.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (6/6)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
<p>生態系に対する環境評価について</p> <p>(1) 現存する遊水池の埋立てについて 昨年、大谷川源流の会で行った遊水池の水生物調査で、タモロコ、モツゴのほか多数のスジエビの生息を確認した。コンクリートで囲まれた環境だが、牛糞が流入しなくなったことで生息環境が改善されていることが分かった。また、外来生物であるタイリクバラタナゴが捕獲されたことから、カラス貝やヨシノボリなどの生息の可能性も考えられ、タナゴが生息できる生態系が存在していることも確認できた。遊水池の埋立て・移設に際しては、現存する生態系を可能な限り継続できるように、配慮する必要がある。</p> <p>(2) 新たな遊水池の創出について 上流側に新たに掘削する遊水池は、形状的には市内の逆木ノ池の遊水池が参考になると思われるが、単に掘削したところに湧水が溜まっただけでは、生態系の復活には長い時間がかかる。専門的な知見の元に、慎重に移設作業を行う必要がある。また、多様な生態系を創出するため、現存の遊水池近くに、周りを木々に囲まれた小形の湧水池を掘削していただきたい。</p> <p>(3) 樹木の植栽について 植栽樹木については、すべてを業者に任せず、一部に当該地に生育しているクヌギ、コナラ、ヤマザクラの幼木を採取して、育成したものを使用することを提案したい。</p> <p>(4) 道路建設に関する環境保全措置について 当該地には、ホンド狐、ホンドタヌキなどの動物が生息していることが確認された。これらの動物の移動時にロードキルに合わないよう、道路建設に際し設計上、最新の配慮が必要と思われる。柵の配置、移動のための地下道の配置等の環境保全措置をお願いしたい。</p>	<p>遊水池の埋立て・移設に際しては、現存する生態系が継続できるように、可能な限り配慮します。</p> <p>創出する遊水池に十分な水の供給が見込めるかは現時点では不明なため、必要に応じて地下水からの補給などの対策についても検討します。移設については、必要に応じて専門家のアドバイスを受けながら進めます。</p> <p>植栽樹木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」に記載される在来植物を中心に植栽します。</p> <p>ロードキル対策については、道路沿いへの柵の設置などを検討します。</p>

17.2 知事の意見と事業者の見解

第16章に示した準備書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表17.2-1に示すとおりである。

表 17.2-1 知事意見と事業者の見解

	知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	<p>(1) 本事業の目標とする「埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全が両立した土地活用」が達成されるよう、従来の環境保全技術だけにとらわれず、現在の科学的知見を踏まえた先進的で実現可能性の高い技術を取り入れる方向で環境保全措置について見直すこと。</p> <p>(2) 進出企業にも環境保全への十分な理解・配慮を求めること。</p> <p>ア 国の地球温暖化対策計画及びストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）等に係る諸施策の実施を、環境保全措置として要請すること。</p> <p>イ 既存樹林や水辺環境の機能を勘案の上、周辺環境と調和した環境整備に努めるよう要請すること。</p>	<p>本事業の目標の達成に向けて、現在の科学的知見を踏まえた先進的で実現可能性の高い技術を、実行可能な範囲で環境保全措置に取り入れることに努める。</p> <p>国の地球温暖化対策計画及びストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）等を踏まえた環境保全に関する諸施策を、実行可能な範囲で実施するよう要請する。</p> <p>計画地及びその周辺の植生を踏まえながら「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」に記載のある在来植物を中心に植栽するよう要請する。また、水辺環境の機能に対する配慮として、地下水の涵養に資する環境保全措置を要請する。</p>
2 水象	<p>湧水への影響の予測結果について、造成計画実施による湧水の減少率が大きい。環境保全措置として予定している、事業者が実施する歩道の透水性舗装に加え、進出企業に対する透水性舗装の駐車場整備等の要請について実効性を再度想定し、必要に応じて更なる措置を講じること。</p>	<p>湧水量の事後調査を実施し、必要に応じて地下水から補給するなどの環境保全措置を実施する。</p>
3 動植物・生態系	<p>(1) 計画地内外の緑地の連続性について、動物の移動経路としての役割を明示した上、環境影響の回避・低減に努めること。</p> <p>(2) 湧水量の減少が予測されることから、それに伴う水路や小池に依存する動植物への影響を予測した上で、最小限にとどめる環境保全措置を行うこと。</p> <p>(3) 地域の歴史に根差した生物多様性に配慮し、保全すべき植物種が多く存在する場所については、できる限り回避に努めること。やむを得ず移植する種については、早期から移植地や移植時期、移植先への影響の検討を行い、具体的な管理の目標を定めること。</p> <p>(4) 地域と一体となった緑地の管理の枠組みを創設するなど、健全な生態系の保持が継続的に図られるよう検討すること。移植及び事後調査を含めた管理のあり方については、専門家の指導・助言を求め、モニタリングを含めた順応的な管理をすること。</p>	<p>動物の移動経路としての役割に配慮し、実行可能な範囲で樹林を残存させるとともに、計画地内の外周及び道路沿いに緩衝緑地を設置することにより、計画地外の緑地との連続性の確保に努める。</p> <p>計画地内の水路や小池に依存する保全すべき種への影響に配慮し、湧水量の事後調査を実施し、必要に応じて地下水からの補給などの環境保全措置を実施する。</p> <p>地域の歴史に根差した生物多様性に配慮し、実行可能な範囲で樹林を残存させる計画としている。やむを得ず移植する場合は、必要に応じて専門家に助言を求めながら進める。</p> <p>健全な生態系の保持が継続的に図られるよう、管理の枠組みについては、将来の管理主体である鶴ヶ島市と協議しながら検討する。また、移植及び事後調査を含めた管理のあり方については、専門家の助言を求めながら進める。</p>